

(別紙様式第2)

印紙
貼付欄
(200円)
(印章又は署名で消
印すること)

ID	
受付日	

修習資金IDを付与されている者は、「ID」欄に修習資金IDを記載すること。
「受付日」欄は、最高裁判所において記載するので、何も記載しないこと。

保証書

令和 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、修習資金の貸与の申請者 _____ が裁判所法(昭和22年法律第59号)、司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則(平成21年最高裁判所規則第10号)及び修習資金貸与要綱(平成24年11月3日施行)に基づき、最高裁判所から貸与を受ける修習資金(貸与を受けた修習資金の総額又は修習資金の一貸与単位期間あたりの最高額(28万円)に貸与単位期間数(最大13回)を乗じた額のうちいずれか低い額)の返還及び修習資金を返還しなかった場合の当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息に係る債務について、当該申請者と連帯して負担します。

なお、下記の内容に相違ないことを申述します。

おつて、最高裁判所が、保証に関して提供を受けた個人情報修習資金の貸与及び返還に関する事務を実施する目的のために、当該事務を委託する者に提供することについて同意します。

記

1 連帯保証人

氏名 (自署)	フリガナ 氏	名	押印欄 	生年月日	西暦
					年
現住所	フリガナ (〒 -)				都道府県
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))					市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。
添付書類	印鑑登録証明書				

2 連帯保証人の資力(から までのいずれか又は複数を選択する。)

私は、修習資金の貸与の申請者の修習資金に係る債務について、次のとおり保証できる資力を有しています。

収入等	給与所得	年 収 約 _____ 万円(税込み)
	職種	(勤務先 _____)
	年金収入	年 収 約 _____ 万円(税込み)
	家賃収入	年 収 約 _____ 万円
	利息(配当)収入	年 収 約 _____ 万円
	その他の収入(_____)	年 収 約 _____ 万円
資産(不動産、預金等)	資産額 約 _____ 万円	

(注意)

- 左上に200円分の収入印紙を貼付し、印章又は署名で消印してください。
- 押印欄には、印鑑証明登録印を朱肉で鮮明に押印してください。
- 印鑑登録証明書は発行した日から3か月以内のものを添付してください。
- 虚偽の申告をした場合には、修習資金の貸与の申請者に対する修習資金の貸与が終了され、返還未済額を一括して返還しなければならないことがあります。

本様式中、「裁判所法」、「司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則」及び「修習資金貸与要綱」とあるのは、いずれも平成29年の改正前のものを指します。

本ホームページ上には、第70期以前の方に向けて、改正前の裁判所法等を掲載しています。

【記載例】



収入印紙(200円)を貼付し、**連帯保証人の印章又は署名で消印**してください。印紙の貼付及び消印がない場合、印紙税法により過怠税等が課せられたり刑事罰を受けたりする場合があります。

訂正する場合は、**二重線で該当箇所を抹消し、必ず押印**してください。



修習専念資金IDを付与とされている「受付日」欄は、最高裁判所に

自然人2名の保証人が必要です、(保証書計2通)

保 証 書

令和 年 月 日

最高裁判所 御中 **司法修習生の氏名**を記載してください。

私は、修習資金の貸与の申請者 **司法 一郎** が裁判所法(昭和22年法律第59号)、司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則(平成21年最高裁判所規則第10号)及び修習資金貸与要綱(平成24年11月3日施行)に基づき、最高裁判所から貸与を受ける修習資金(貸与を受けた修習資金の額は修習資金の一貸与単位期間あたりの最高額(28万円)に貸与単位期間数(最大13回)を乗じた額のうちいずれか低い額)及び修習資金を返還しなかった場合の当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じた延滞利息に係る債務について、当該申請者と連帯して負担します。なお、下記の内容に相違ないことを申述します。

本様式中、「裁判所法」、「司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則」及び「修習資金貸与要綱」とあるのは、いずれも平成29年の改正前のものを指します。本ホームページ上には、第70期以前の方に向けて、改正前の裁判所法等を掲載しています。

おつて、最高裁判所が、保証に関して提供を受けた個人情報[※]を修習のために、当該事務を委託する者に提供することについて同意します。

戸籍姓を記載してください(旧姓・通称は不可)。フリガナは、必ず記載してください。

記

1 連帯保証人

氏名 (自署)	フリガナ	ワコウ	名	タロウ	押印欄	生年 月	西暦	1950年08月13日			
	氏	和光		太郎				和光			
現住所	フリガナ	トウキョウト チヨダク カシマセキ			現住所は正確に記載してください。						
	(〒100-0013)	東京	都道府県	千代田区	霞ヶ関	悪い例 和光 和光 和光 滲み 欠けている 不鮮明					
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))	03- - - - -										
添付書類	印鑑登録証明書 <small>発行の日から3か月以内のものを添付してください。</small>										

2 連帯保証人の資力(から までのいずれか又は複数を選択する。)

私は、修習資金の貸与の申請者の修習資金に係る債務について、次のとおり保証できる資力を有しています。

いずれか又は複数にチェックを入れ、年収額・資産額を記載してください。

収入等	<input checked="" type="checkbox"/> 給与所得	年収 約 600 万円(税込み)
	年金収入	年収 約 万円(税込み)
	家賃収入	年収 約 万円
	利息(配当)収入	年収 約 万円
	その他の収入()	年収 約 万円
	資産(不動産、預金等)	資産額 約 万円

年収150万円以上(～の合算)又は資産額300万円以上()

(注意)

- 1 左上に200円分の収入印紙を貼付し、印章又は署名で消印してください。
- 2 押印欄には、印鑑証明登録印を朱肉で鮮明に押印してください。
- 3 印鑑登録証明書は発行した日から3か月以内のものを添付してください。
- 4 虚偽の申告をした場合には、修習資金の貸与の申請者に対する修習資金の貸与が終了され、返還未済額を一括して返還しなければならないことがあります。

本様式中「裁判所法」とあるのは「裁判所法の一部を改正する法律(平成29年法律第23号)による改正前の裁判所法」と、「司法修習生の修習資金貸与等に関する規則の一部を改正する規則(平成29年最高裁判所規則第4号)第2条の規定による改正前の司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則」と、「修習資金貸与要綱」とあるのは「平成29年8月16日付け最高裁経主第1000号最高裁判所事務総長決定「修習資金貸与要綱の一部改正について」附則第2項の規定によりその効力を有することとされる同決定による改正前の修習資金貸与要綱」を指す。

貸与決定通知書等の書類を現住所以外のところで受け取ることを希望する場合には、欄外余白に書類送付先を記載してください。